

## 会津若松市きらきら女性登録事業実施要領

(令和6年11月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、会津若松市きらきら女性登録事業（以下「登録事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録事業)

第2条 登録事業は、女性活躍に関して積極的に活動している者を「きらきら女性」として登録し、広く情報発信することにより、女性活躍の促進に寄与するための事業とする。

(実施主体)

第3条 登録事業の実施主体は、会津若松市とする。

(管理者)

第4条 登録事業の管理者（以下「管理者」という。）は、企画政策部企画調整課 協働・男女参画室長とする。

(登録対象者)

第5条 登録事業の対象者は、18歳以上の女性で、市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者、市の区域内に存する学校に在学する者又は本市出身の者のうち次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 仕事、研究、芸術、スポーツ等の分野で専門的な知識若しくは活動実績のある者又は有識者若しくは有資格者
- (2) 次に掲げる活動を行っていない者
  - ア 公序良俗に反する活動
  - イ 法令に反する活動
  - ウ 登録事業の運営を妨害する活動
  - エ その他管理者が適当でないと判断する活動

(登録内容)

第6条 きらきら女性として登録する内容は、氏名、住所、生年月日、連絡先、所属団体、活動内容、活動に至った経緯、女性活躍に関するメッセージ等とする。ただし、次の各号に関する内容は登録することができないものとする。

- (1) 営利を目的とした内容
- (2) 政治活動又は宗教活動につながる内容
- (3) 公序良俗に反する内容
- (4) 法令に反する内容
- (5) 登録事業の運営を妨害する内容
- (6) その他管理者が適当でないと判断する内容

(登録の方法)

第7条 きらきら女性に登録するときは、会津若松市きらきら女性登録申込書（第1号様式）を管理者

へ提出するものとする。

(登録の変更・取消し)

第8条 きらきら女性として登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じた場合、又は取消しを希望する場合には、速やかに会津若松市きらきら女性登録変更・取消申出書(第2号様式)により管理者に提出しなければならない。

(登録の期間等)

第9条 登録者の登録の期間は、登録した日から登録者から登録の抹消の申出があった日までとする。

(登録の抹消)

第10条 登録者が第5条第1項第2号に掲げる事項に該当することが判明した場合、管理者は登録を抹消することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録が不相当と認めるときは、これを抹消することができる。

(報告)

第11条 管理者は、登録者に対して、必要に応じて登録内容等に関して報告を求めることができる。

(情報の発信)

第12条 管理者は、市民の女性活躍に関する意識の高揚を図るため、市ウェブサイトの活用や施設内若しくはイベント会場への掲示などを通して、登録者の活動に関する情報を発信することとする。

(利用及び提供の制限)

第13条 管理者は、登録事業における目的以外のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 公益上の必要その他相当の理由があると認められ、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に該当すると認められるとき。

(適正管理)

第14条 管理者は、登録者の個人情報を個人情報の保護に関する法律に基づいて適正に管理しなければならない。この場合において管理者は、登録事業における個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

2 前項の場合において管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止について特に注意しなければならない。

3 管理者は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに破棄し、又は消去するものとする。

(苦情の処理)

第15条 管理者は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情があったときには、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(免責事項)

第16条 登録者の登録情報については、市がその情報に対して、認定、推奨を与えるものではなく、情報の完全性、有用性、安全性について責任を負うものでないものとする。また、登録者が直接的又

は間接的に被ったいかなる損害に対して、市は責任を負わないこととする。

(補則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、登録事業の実施等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。